

軽自動車税種別割の税率（13年経過した軽自動車をお持ちの方へ）

最初の新規検査から13年以上経過した軽自動車（電気自動車などは除く）には、重課税率が適用されます。詳しい税率は次のとおりです。

種 別		年 税 額		
		最初の新規検査年月		新車登録から 13年以上経過した車両
		平成27年3月31日以前	平成27年4月1日以降	
四輪乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
四輪貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
	自家用	4,000円	5,000円	6,000円

※最初の新規検査年月は、自動車検査証の「初度検査年月」で確認できます。

※令和3年度は、初度検査年月が平成20年3月以前の軽自動車が重課対象です。

※廃車・住所変更・名義変更を行った場合は、軽自動車検査協会事務所で軽自動車の異動手続きが必要です。

圃税務課 ☎388-1112

償却資産（固定資産税）の申告が必要です

11月下旬に償却資産（固定資産税）の申告書を郵送しましたが、対象資産をお持ちで申告書が届いていない方はご連絡ください。

対象者 1月1日現在、町内で事業（工場、商店、駐車場、アパート、発電量10KW以上の太陽光パネルによる余剰や全量売電など）を営んでいる方で償却資産（土地・家屋以外の事業用資産）を所有している方

償却資産の例

- ・ 構築物（フェンス、塗装路面など）
- ・ 機械（建設用重機、太陽光発電設備など）
- ・ 器具、備品（コピー機、パソコンなど）



▲電子申告はこちら

提出期限 2月1日（月） ※電子申告や郵送による提出もできます。

圃税務課 ☎388-1112

子育てウッドスタート事業を開始しました

お子さんの健やかな成長をお祈りして、白川町産東濃ひのきで作られた積み木「つみマスくみマス」をプレゼントします。豊かな自然と触れ合う最初の一步として、ご家族みなさんでお使いください。



対象者 令和2年4月1日以降に生まれたお子さん

※お子さんとその父または母が笠松町に住民登録があることが支給の条件です。

配布方法 乳児健診（3・4か月健診）時にお渡しします。

※欠席された場合は、母子保健推進員がご自宅へ配布します。

圃福祉子ども課 ☎388-1116

「入学通知書」が届きます

令和3年4月に、小・中学校に入学するお子さんの保護者の皆様へ、1月下旬に「入学通知書」を送付します。「入学通知書」は、入学式に学校へお持ちください。

なお、次のいずれかに該当する方や入学に関するご相談がある方は、下記へご連絡ください。

- 住所や氏名など記載事項に誤りがある場合
- 入学日までに住所を変更する場合
- 国立・私立など、指定された学校以外の学校に入学する場合
- 入学通知書が届かない場合

圃羽島郡二町教育委員会
学校教育課 ☎245-1133

第3日曜日は家庭の日

1月17日（日）は、家庭の日です。心豊かな明るい家庭づくりをしましょう。

【今月のテーマ】
家族みんなで、1年の計画を語り合しましょう。